

剣道称号「教士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

剣道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（令和6年5月31日以前に取得）した者。

2. 申込方法

(1) 受審希望者は、「大分県剣道連盟ホームページ」より所定用紙をダウンロードし必要事項を記入、小論文と「大分県剣道連盟講習会の修了証」のコピー、審査料を添えて登録支部を通じて申し込むこと。

(2) 年齢基準は審査当日（5月6日）とする。

※所定用紙の申請書には申請番号と日付を記入しないでください。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

(1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。

(2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

(3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 各支部：令和8年 2月13日（金）（締切厳守）
県剣連：令和8年 2月20日（金）（締切厳守）

5. 申込先

〒870-0820 大分県大分市西大道1丁目1番76号
一般財団法人 大分県剣道連盟
電話 097-547-9980 FAX 097-547-9981

6. 審査の方法

下記の通り、課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して可否を決定する。

課題・書き方および提出方法

(1) 剣道の課題 「剣道指導者としてのあり方」

※参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）

(2) 字数 800字以上1,200字以内

(3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）

(4) 書き方 用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。

(5) 提出方法 封筒長3を使用し、表に「剣道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

7. 審査会期日 令和8年5月6日（水・休）

8. 審査料

受審者は支部締切期日内に所定用紙と同時に審査料を添え、所属支部を通じて納入
支部は県剣道連盟期日内に受審者申込用紙、支部提出様式と同時に審査料を納入のこと

※令和8年度年間会費納入のこと

※登録料改定について。全剣連より4/1以降登録料が変更になる予定であるという通知がございました。登録料納入について、金額が確定し次第あらためて通知いたします。

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

居合道称号「教士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

居合道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（令和6年5月31日以前に取得）した者。

2. 申込方法

(1) 受審希望者は、「大分県剣道連盟ホームページ」より所定用紙をダウンロードし必要事項を記入、小論文と「大分県剣道連盟講習会の修了証」のコピー、審査料を添えて登録支部を通じて申し込むこと。

(2) 年齢基準は審査当日（5月3日）とする。

※所定用紙の申請書には申請番号と日付を記入しないでください。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

(1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。

(2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

(3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 各支部：令和8年 2月13日（金）（締切厳守）
県剣連：令和8年 2月20日（金）（締切厳守）

5. 申込先

〒870-0820 大分県大分市西大道1丁目1番76号
一般財団法人 大分県剣道連盟
電話 097-547-9980 FAX 097-547-9981

6. 審査の方法

下記の通り、課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して可否を決定する。

課題・書き方および提出方法

(1) 居合道の課題 「称号(教士)としての指導への取り組みについて」

(2) 字数 800字以上1,200字以内

(3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）

(4) 書き方 用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。

(5) 提出方法 封筒長3を使用し、表に「居合道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

7. 審査会期日 令和8年5月3日（祝）

8. 審査料

受審者は支部締切期日内に所定用紙と同時に審査料を添え、所属支部を通じて納入
支部は県剣道連盟期日内に受審者申込用紙、支部提出様式と同時に審査料を納入のこと

※令和8年度年間会費納入のこと

※登録料改定について。全剣連より4/1以降登録料が変更になる予定であるという通知がございました。登録料納入について、金額が確定し次第あらためて通知いたします。

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

杖道称号「教士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

杖道錬士七段受有者で、七段受有後 2 年以上を経過（令和 6 年 5 月 31 日以前に取得）した者。

2. 申込方法

(1) 受審希望者は、「大分県剣道連盟ホームページ」より所定用紙をダウンロードし必要事項を記入、小論文と「大分県剣道連盟講習会の修了証」のコピー、審査料を添えて登録支部を通じて申し込むこと。

(2) 年齢基準は審査当日（5 月 3 日）とする。

※所定用紙の申請書には申請番号と日付を記入しないでください。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

(1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。

(2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が称号・段級位審査規則第 10 条第 2 号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

(3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 各支部：令和 8 年 2 月 13 日（金）（締切厳守）
県剣連：令和 8 年 2 月 20 日（金）（締切厳守）

5. 申込先

〒870-0820 大分県大分市西大道 1 丁目 1 番 7 6 号
一般財団法人 大分県剣道連盟
電話 097-547-9980 FAX 097-547-9981

6. 審査の方法

下記の通り、課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して可否を決定する。

課題・書き方および提出方法

(1) 杖道の課題 「称号(教士)としての指導と今後の杖道普及への具体的な取り組み」

(2) 字数 800 字以上 1,200 字以内

(3) 用紙 400 字詰め原稿用紙（市販の B4 縦書き）

(4) 書き方 用紙 1～3 行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4 行目 2 段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。

(5) 提出方法 封筒長 3 を使用し、表に「杖道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

7. 審査会期日 令和8年5月3日（祝）

8. 審査料

受審者は支部締切期日内に所定用紙と同時に審査料を添え、所属支部を通じて納入
支部は県剣道連盟期日内に受審者申込用紙、支部提出様式と同時に審査料を納入のこと

※令和8年度年間会費納入のこと

※登録料改定について。全剣連より4/1以降登録料が変更になる予定であるという通知がございました。登録料納入について、金額が確定し次第あらためて通知いたします。

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。